

利用者のために

1 調査の目的

平成 18 年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的として実施された。

2 調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第 2 号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和 22 年に開始され、平成 8 年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は、昭和 23 年調査から昭和 56 年調査までは 3 年ごと、昭和 56 年以降は 5 年ごとに国や地方公共団体の事業所も含めた調査を、また、その中間年には民営事業所を対象とした簡易な内容の調査を実施している。

平成 18 年調査は、平成 16 年の簡易調査に続く大規模な調査に当たる。

3 調査期日

平成 18 年調査は、10 月 1 日現在で全国一斉に行われた。

4 調査の対象

調査日現在で国内に所在するすべての事業所が調査対象となる。ただし、次の事業所は調査対象から除かれる。

- (1) 日本標準産業分類（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号）の「大分類 A - 「農業」、大分類 B - 林業」及び「大分類 C - 漁業」に属する個人経営の事業所（いわゆる農・林・漁家）
- (2) 日本標準産業分類の「中分類 83 - その他の生活関連サービス業（小分類 832 家事サービス業に限る）」（いわゆる住み込みのお手伝いさん）及び「中分類 94 - 外国公務」に属する事業所（大使館、領事館など）

5 調査の単位

調査は、原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とする。

単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とする。

なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。

- (1) 収入を得て働く従業者がいないもの
- (2) 休業中かつ従業者がいないもの
- (3) 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

6 調査の方法

調査は、我が国に存在するすべての事業所を対象とし、「甲調査」及び「乙調査」の2種類からなっている。

甲調査は民営の事業所を、乙調査は国、地方公共団体の事業所を対象として、それぞれ次に示す流れで実施される。

(1) 甲調査

- ・ 総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 統計調査員(指導員) - 統計調査員(調査員) - 民営事業所

(2) 乙調査

- ・ 国の事業所 総務大臣 - 府省等の長 - 調査事業所
- ・ 都道府県の事業所 総務大臣 - 都道府県知事 - 調査事業所
- ・ 市町村の事業所 総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 調査事業所

7 調査事項

調査事項は、次のとおりとなっている。

(1) 甲調査

[事業所に関する事項]

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 経営組織
- エ 本所・支所の別
- オ 開設時期
- カ 従業者数
- キ 事業の種類・業態
- ク 形態

[企業に関する事項]

- ア 本所・本社・本店の名称及び電話番号
- イ 本所・本社・本店の所在地
- ウ 登記上の会社成立の年月
- エ 資本金額及び外国資本比率
- オ 親会社・関連する会社の有無
- カ 親会社の名称及び電話番号
- キ 親会社の所在地
- ク 子会社の数
- ケ 支所・支社・支店の数
- コ 会社全体の常用雇用者数
- サ 会社全体の主な事業の種類
- シ 会社形態の変更状況
- ス 電子商取引の実施状況

(2) 乙調査

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 職員数
- エ 事業の種類

8 利用上の注意

- (1) 単位未満及び百分率は四捨五入して計算してある。
- (2) この統計数字は、国の公表に先立って、とりあえず市において集計を行い公表するもので、後日総務省統計局が公表する数値と多少相違することがある。
- (3) 「*」が付された産業分類項目名は、短縮したものである。正式な産業分類項目名は「産業分類一覧」を参照されたい。
- (4) 統計表中の記号
 - 「0.0」 …… 単位未満
 - 「 - 」 …… 該当数値なし
 - 「…」 …… 不詳または調査されていないもの
 - 「 」 …… マイナス